



富山国際人材交流センター協同組合

TIMPEA★NEWS

vol. 9

発行：富山国際人材交流センター（協）
〒939-8261 富山市太郎丸本町1-7-6
TEL 076-423-5370 FAX 076-423-5368
E-mail : timpea@biscuit.ocn.ne.jp
URL : <http://www5.ocn.ne.jp/~timpea/>
《営業時間のご案内》
9:00~17:00（祝祭日を除く平日）



2010年 焚火大会
IN 大間山ランド



お肉のおいしさに
感動＼(^o^)／

イワトラ、ミートパッカー
さん。いつもありがとうございます
ございますm(_ _)m

最初に“組合作文コンクール”

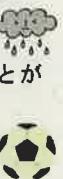
優秀賞受賞の表彰を行いました。

事前にお知らせをしていなかつ
たので、ビックリした海軍さん！
緊張で手が震えていました。

☆おめでとうございます☆



昨年同様、お天気は雨。
残念ながら、芝生で遊ぶことが
できませんでした。
来年は晴れますように…



「久しぶりに仲間と再会でき、嬉しかった！楽しかった！」という感想をたくさんいただきました。



国際交流中心 新任富山駐在員

4月より、遼寧省国際交流中心 富山駐在員として張佳さんが赴任されました。以前は仙台の駐在員を約2年経験しており、今後、当事務局と協力して、受入れ企業・実習生の相談・アフターフォローを担当してくださいます。



趣味：バスケットボール、写真
好きな日本食：寿司、唐揚げ

「みなさん、こんにちは。駐在員の張佳です。
仕事は一気に頑張るのではなく、一步一步、確実に
やることが大事です。私の仕事は、まだいろいろ行き
届かない点があると思います。微力ですが、精一杯努力して、で
きる限り皆さんの方になりたいです。」

※張さんは本年1月から3ヶ月間駐在員としてご協力頂いた曲丹さんと入籍され、
現在「新婚さん」です。（奥様の曲さんは留学生として富山に再来日しました。）

外国人実習生受け入れ団体協議会 総会

6月1日（火）富山市自遊館に於いて開催された、「外国人実習生受け入れ団体協議会」の総会に出席しました。この協議会は実習生受け入れ事業を行っている富山県内の組合の会で、協議会事務局はセミナー開催、情報提供など、会員の円滑な事業運営の手助けを行って頂いています。

当日は、決算・予算案報告等に加え、記念講演として北陸銀行ASEAN室長 大間知和能様より「中国・ASEAN諸国とのビジネス戦略」と題した日中の違い等、大変興味深いお話を頂きました。



第9期通常総会

4月22日（木）名鉄トヤマホテルに於いて、第9期通常総会が行われました。今回は新制度移行に係る議案が多くあつたため、お忙しい時期にも関わらず、全組合員にご参加を頂きました。（委任状出席を含む）

《主な議案内容と議決事項》

- ①第9期事業報告、決算報告、剰余金処分案
- ②定款変更、実習生共同受入規約制定
- ③第10期事業計画案、予算案、会費の徴収について
- ④役員改選

今回は役員改選時期にあたり、今年と来年の役員は下記のとおり決定致しました。

代表理事：栗林 孝

専務理事：砂田 卓也

理 事：高松 弘三 監 事：向 栄一郎

理 事：竹澤 恵子 監 事：高松 修治

理 事：寺下 利宏

また、総会での定款変更・規約制定承認を受け、登記変更や、労働局に当組合の「無料職業紹介事業所」の届出も完了しました。（届出番号：16-特-000005）

これにより、新制度施行以降も無料職業紹介事業所として実習生の受入れが可能になりました。

春期入国集合研修

春期は3月と5月に入国がありました。それぞれの集合研修期間中に、日本語学習以外にも消防、警察、環境センターにご協力頂き、火災予防（消火器の使い方等）や防犯・交通安全、ゴミの分別等も指導して頂きました。

7月の新制度移行後は制度の定めにより、労働関係法や入管法の講習も専門知識を有するJITCO講師等によって行われます。



～事務局 新スタッフご紹介～



名前：佐々木 真智子

特技：料理（飾り巻き寿司インストラクター）

血液型：O型

皆さんこんにちは、4月に新しく入りました、佐々木と申します。どうぞよろしくお願いします。
最近、自家製ピザを作るのにハーフを育てています。植物を育てているととてもリラックスできます♪
元気で明るく一生懸命をモットーに企業の皆様に少しでもお後に立てるよう頑張ります。

新制度情報

本年7月より、新実習制度が施行されます。施行前という事でJITCO（ジツコ=国際研修協力機構）による巡回監査指導も増えた傾向が見られます。また、労働基準監督署による労働基準法のチェックが厳しく、受入れ停止となつた事例をご紹介します。

事例1)

複数県に拠点を持つ、大手の組合及び傘下企業が3年間の受入れ停止処分となつた。

傘下企業である名古屋の縫製会社に就労ビザの無い外国人労働者がいる事が発覚。その時点では企業の「在留資格の確認ミス」という事で処分は免れた。

しかし、その後さらに実習生への労働基準法違反（法定労働時間違反及び割増賃金の未払い等）で傘下企業が3年間の受入れ停止となり、組合も「監理不行届き」という理由で同じく3年間の受入れ停止となつた。



事例2)

実習生から「稼ぎたいので残業をしたい。」との要望を受け、企業が配慮をして残業をさせた。しかし割増賃金については、労働基準法違反となる安い賃金を実習生と合意し、その金額で支払いしていた。

帰国前になり、実習生が時間外割増の労働基準法違反を訴え出て、タイムカードが証拠となり、企業は約200万円の支払いと3年間の受け入れ停止となつた。

上記2つはいずれも割増賃金に係る事例で、このように問題になるのも「割増賃金の不払い」が多いようです。

新制度では、組合事務局の巡回監査も義務付けられています。また、今後は直接入国管理局の監査も行われるようです。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。巡回や監査を実習生制度や労働関係法の見直しの機会として頂ければ幸いです。

* * * 編集後記 * * *

事務局にとって3月から5月まで怒濤の3ヵ月間でした。新制度に向けて各種規約制定・総会・定款や登記変更、職業紹介の届け、新制度での申請等々…見切り発車的な新制度の為、関係各所も混乱、情報が不足しており、毎日のようにJITCOや入管に問い合わせ（抗議？）そして、提出期限との戦い…(T_T)

結局、多くのかたのお力を借りて、最近やっと一段落。気がついたら、外は新緑もさわやかな6月になっていました。ライダーが気持ちよさそうに街を疾走しているのを見て、思わずバイクを衝動買い。20年ぶりで怖々走っています。富山で原付より遅い迷惑ライダーを見つけたら、どうか見逃してくださいね(*^_^*) 三崎

